令和5年度 富士市立富士第二小学校

暴風雨時の対応マニュアル

大雨・暴風・洪水などの際は、「マチコミメール」又は「ライデンスクール」を通じて、各家庭に連絡します。

1 登校前

(1) 午前6時30分の時点で「大雨」「暴風」「洪水」のいずれかの警報が

発令されているとき

- ① 学校から連絡があるまで自宅待機とします。
- ② 午前7時までに、第一報を配信します。
- ③ 午前9時30分に第二報を配信します。(連絡が前後することがあります)
- (2) 午前6時30分の時点で「大雨」「暴風」「洪水」のいずれかの警報が発令されていなくても、大雨や強風、道路の冠水、用水路のあふれなどにより危険が予想されるとき
 - ① 午前8時を過ぎても良いので、各家庭で安全を確認しての登校とします。
 - ② 状況により職員を通学路途上に適宜配置します。

2 学校にいるときに警報が発令されたとき

- (1) 安全な下校の仕方を決定し、配信します。
- (2) この場合、下校時刻を変更することがあります。

3 登下校中に警報が発令されたとき

- (1) そのまま登下校とします。
- (2) 状況により職員を通学路途上に適宜配置します。

4 給食について

警報発令が予想される場合、前日の時点で給食の中止や簡略化を決定することがあります。 天候の回復により登校となったとき、弁当や主食を用意していただくこともあります。 令和5年度 富士南中・富士南小・富士第二小

学 校 危 機 対 応 マ ニ ュ ア ル

※見えるところに掲示してお使いください。

学校からの連絡は、「マチコミメール」または「ライデンスクール」を通じて連絡します。 (南中はライデンスクールから送ります)

1 大雨・暴風・洪水のいずれかの警報が富士市に発表されたとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
- \bigcirc **在校中の場合** \rightarrow 15:00 を過ぎても解除されなければ、保護者は学校からの連絡を待つ。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。

2 震度5弱以上の大規模地震が発生したとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。学校に避難した場合は「在校中の場合」に同じ。
- 在校中の場合 → 保護者は迎えに行く。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。





3 南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、状況に応じて以下のキーワードで南海トラフ臨時情報が発表される。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	①調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を
		開始した場合、または調査を継続している場合
	②巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常
		と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
		※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の数倍程度の状態
	③巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評
		価した場合
		※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の 100倍程度 の状態
	④調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (1) 「①調査中」「②巨大地震注意」「④調査終了」のとき 通常通り学校の教育活動を行う。
- (2) 「③巨大地震警戒」のとき
 - 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
 - 在校中の場合 → 原則、学校に留め置く。保護者が希望すれば、引き渡す。
 - 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。
 - 「③巨大地震警戒」が発表されたときは、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、3 日間程度の臨時休校とする。

4 全国瞬時警報システム(]アラート)警報が、登校前、静岡県に出されたとき 「1」と同様の対応とする。



「内閣官房国民保護 ポータルサイト」より

落下! て室内を密閉する。

5 学校からけがや病気の連絡があったとき

ま ホームページ

→ 学校へ子どもを迎えに行く。場合によっては病院へ連れて行く。 ○ 诵常

首相官邸災害・危機管理情報

- 緊急時 → 学校へ行き救急車に同乗する。学校が病院へ連れて行った場合は、直接病院へ行く。
- 6 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症の疑いがあるとき
 - ① 登校せず病院へ連れて行き、診断結果を学校へ報告する。

www.kantel.go.Jp/ 首相官邸 @Kantei_Saigai

- ② 感染症と診断された場合は、指示された期間は自宅療養する。登校の際は、指示された書類を学 校に提出する。(感染症によって用紙が異なる。)
- 7 不審者に遭遇したとき
 - ① 子どもは近くの家に避難する。
 - ② **最初に警察**(富士警察署51-0110)へ電話し詳しい内容を伝える。 〈警察へ伝える内容〉日時、場所、不審者の特徴、車のナンバーなど 警察による不審者の身柄確保、被害の拡大防止につなげるため。
 - 学校へ連絡する。

※ 在校中に情報があった場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。

- 8 交通事故に遭ったとき(保護者の運転で交通事故に遭ったときも同様)
 - ① 救急車を要請する。
 - ② 学校へ連絡する。

※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。

- 9 校区の事件発生・危険動物の出没等
 - ① 最初に警察へ連絡する。
 - ② 次に学校へ連絡する。
 - ※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。
 - ※在校中に情報があった場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。